

令和6年度 年間業務委託入札等説明事項

※入札にあたっての説明事項です。事前に必ずご覧ください。

1 現場説明会

現場説明会は開催しておりません。

2 縦覧資料

- ① 設計書
- ② 仕様書
- ③ 図面
- ④ 入札書
- ⑤ 委任状
- ⑥ 質疑応答書
- ⑦ 委託契約標準約款【長期継続契約】
- ⑧ 弘前市業務委託契約等最低制限価格制度要領

3 入札について

- ① 入札は3回までとし、不調の場合はすべての入札が終わった後、3回目の最低価格の方と随意交渉による見積合せを行います。
- ② 入札に参加する方は、なるべく横判（ゴム印等）、社印、使用印鑑を持参するようお願いいたします。
- ③ 入札書は、封筒に入れなくて結構です。
- ④ **指名競争入札においては、入札書を使用してください。** 見積書を提出した場合は**無効**となりますので、十分に注意してください。
- ⑤ 入札書については、業務名称の違うもの、金額を訂正したもの、鉛筆又はシャープペンシルで記入したもの及び押印の無いものについては、**無効**となりますので十分に注意してください（代理人をもって入札させるときは、入札前に委任状を提出するとともに入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印（代理人が署名する場合を除く。）すること）。その他入札に関する一般事項については、事前に入札参加者心得書（市ホームページに掲載）を確認してください。

※入札書の宛名は「弘前市上下水道事業 弘前市長」となります。

- ⑥ **入札金額は『月額』で記入してください。**
- ⑦ 委任状は、**業務毎に作成**してください。ただし、市に年間委任状を提出している代理人の方が参加する場合は、当日の委任状は必要ありません。
※委任状の宛名は「弘前市上下水道事業 弘前市長」となります。
- ⑧ 予定価格※（消費税及び地方消費税を含む。）が500,000円を超える指名競争入札については、最低制限価格が設定されます。詳しくは、弘前市業務委託契約等最低制限価格制度要領を確認してください。
※予定価格を月額で定める場合は年額相当額

4 契約手続きについて

委託期間は令和6年6月1日からとなりますが、契約日は入札日から7日以内となります。

5 契約保証金について

- ① 契約保証金は原則として契約金額（消費税等含む）の10%以上の金額を納付する必要があります。（※月額で契約する場合は年額相当額の10%以上です。）ただし、履行保証保険契約を締結した場合には、その納付を免除することができます。
- ② 契約保証金を納付する場合は、入札終了後にその旨を申し出てください。また、履行保証保険契約を締結する場合は、入札（契約）保証金免除申請書の提出が必要となります。（※入札（契約）保証金免除申請書の様式は、市ホームページ「上下水道部関連の入札・契約」からダウンロードできます。）

担 当 上下水道部総務課管財係
TEL 0172-55-9660